

くらしのとびら

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>

契約は消費生活の基本です

日々の暮らしの中で、私たちは意識することなくいろいろな契約をしています。「水道の水で顔を洗う」「お店でラーメンを食べる」「スマホでオンラインゲームをする」など、すべて契約をしたからできるのです。契約は「〇〇をください」という申し込みに対して相手が「わかりました」と承諾したときに成立します。原則として、口約束だけでも成立します。**契約は法的な拘束力を持つ約束で、いったん成立した契約は原則として一方の都合だけでやめることはできません。**消費生活センターに寄せられた事例を紹介します。

事例1



耳が聞こえにくくなったので店に行き、オーダーメイドで補聴器を作った。聞こえにくいので調整してもらったが満足できない。返品したい。

⇒お店で買ったものは、商品が不良品だったなどという場合を除き、基本的には返品はできません。返品や交換についてはお店のルールに従うこととなりますので、購入前にお店の人に確認しましょう。

事例2



新聞の拡張員が契約してほしいと訪問してきた。他紙を取っているからと断ったが、他紙の契約が終わる1年後でいいからと勧誘され、3年間の購読契約をした。しかし、4年後まで契約が続けられるのか不安だ。

⇒訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。この期間を過ぎてしまうと原則として解約することはできません。解約するときに解約料を請求されることもあります。契約条件をよく考えて判断することが大切です。

事例3



スマホで格安航空券の予約を申し込んだが、出発の日時を間違えていた。すぐに航空会社に変更したいと連絡したができないと言われた。

⇒インターネットで申し込んだ契約は通信販売になり、クーリング・オフ制度はありません。返品や交換についての条件は事業者の規約に従うこととなります。利用規約をよく確認し、申し込む際は確認画面をしっかりとチェックしましょう。

なお、成立した契約であっても無効にしたり、取消しや解除ができる場合もあります。消費者トラブルにあったときは消費生活センターに相談しましょう。



契約したらやめられないの？ 長期契約にご用心！

結婚相手紹介サービスやエステティックなどのように長期間、継続的にサービスを受ける契約は、実際に受けてみないと十分な効果があるかどうか、自分に合っているのかの判断が難しいものです。

これら継続的にサービスを受ける契約のうち一定要件を満たしたものは、特定商取引法の「特定継続的役務提供」として販売方法や理由を問わず、クーリング・オフや中途解約ができます。

事例

4日前、説明を聞きに店舗に行って、結婚相手紹介サービスに入会した。その際、いきなり写真を撮られたので不審になり、解約したいと思うようになった。



「特定継続的役務提供」には7つのサービスが指定されており、条件を満たせば**クーリング・オフ制度**の適用があります。またクーリング・オフ期間を過ぎていたとしてもサービス期間内であれば、いつでも**中途解約**することができます。さらに解約手数料には、以下の通り、上限額が設けられています。

特定継続的役務提供取引の適用対象と解約手数料の上限額

特定継続的役務	適用条件		中途解約時の損害賠償額の上限	
	期間	金額	役務開始前	役務開始後（提供済みの役務額に加えて）
エステティック	1か月超	5万円を超えるもの	2万円	2万円または契約残額の10%のいずれか低い額
美容医療	1か月超		2万円	5万円または契約残額の20%のいずれか低い額
語学教室	2か月超		1.5万円	5万円または契約残額の20%のいずれか低い額
家庭教師	2か月超		2万円	5万円または1か月の役務対価のいずれか低い額
学習塾	2か月超		1.1万円	2万円または1か月の役務対価のいずれか低い額
パソコン教室	2か月超		1.5万円	5万円または契約残額の20%のいずれか低い額
結婚相手紹介サービス	2か月超		3万円	2万円または契約残額の20%のいずれか低い額

事例

ネットで見つけたエステティックサロンに出向き、2年間20万円の脱毛エステの契約をした。説明の途中で「脱毛の効果を上げるためにこのスプレーを使ってください」と言われ、スプレー缶の化粧品を渡された。家族に反対されたので、3日後に業者にクーリング・オフを申し出ると「エステはクーリング・オフに応じるが、化粧品はクーリング・オフ対象外だ」と言われた。



「特定継続的役務提供」のサービスを契約する際に、業者から必要だと言われ契約した商品はサービスとともにクーリング・オフや中途解約をすることができます。

アドバイス

- ・「特定継続的役務提供」サービスを契約する前には概要書面、契約時には契約書面を交付しなければならないことになっています。契約時には、具体的なサービス内容、サービスの提供期間や料金、中途解約の条件を確認しましょう。
- ・勧誘時の業者の説明に嘘があった場合など、取消しができる場合があります。トラブルになったら消費生活センターに相談しましょう。



健康食品とは？

健康食品とは、一般的に、健康に良いことをうたった食品全般のことをいいます。また、健康食品のうち、国が定めた安全性と効果に関する基準などに従って機能性が表示されている食品は「保健機能食品」といい、「特定保健用食品」、「栄養機能食品」及び「機能性表示食品」の3種類があります。

保健機能食品

特定保健用食品(トクホ)

特定保健用食品は、健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示がされている食品です。

特定保健用食品として販売するには、食品ごとに食品の有効性や安全性について国が審査し、消費者庁が許可しています。



栄養機能食品

栄養機能食品とは、ビタミン、ミネラルなどの特定の栄養成分の補給のために利用する食品です。

既に科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含んでいれば、国へ届け出たり許可申請したりせずに、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

機能性表示食品

機能性表示食品とは、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。

販売前に安全性と機能性に関する科学的根拠などを消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができます。特定保健用食品とは異なり、消費者庁の個別の許可を受けたものではありません。

健康食品の 利用の ポイント!



健康の保持・増進には、運動、休養そして食生活のバランスが重要であり、その中で健全な食生活を助ける協役が「健康食品」です。

Point1 まずは、普段の食生活をふりかえってみましょう。

Point2 たくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できるわけではありません。過剰な摂取が健康に害を及ぼす場合もあります。

Point3 体調に異変を感じたら、すぐに摂取をやめましょう。

和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

知るぽると



楽しく学ぼう!暮らしとお金に関すること

出かけることが難しい今、お家で過ごすことが多くなったのではないのでしょうか。
 そんな時間を利用して、金融広報中央委員会(愛称:知るぽると)のホームページに一度アクセスしてみてください。
 子供からお年寄りまで楽しく学べるコーナーが充実しています。
 パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットからも御覧いただけます。
 また、お金や金融について、親子で楽しく学べる体験型イベント「金融教育フェスタ」(<https://www.festa2020.jp/>)が【令和3年1月23日(土)】にオンライン開催(オンライン会議システムWebexを使用/参加費無料)されます。
 令和2年12月23日(水)14時から参加申し込み受付開始となっていますので、御興味のある方はチェックしてみてください。



ホームページは
こちらから



問合せ先

和歌山県金融広報委員会
 (和歌山県消費生活センター内)
 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
 TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904
<http://www.wakayama-kinkoui.jp/>

一人で悩まず相談しましょう

消費者
ホット
ライン



和歌山県PRキャラクター
さいちやん

県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口などをご案内します。

和歌山県消費生活センター
 【相談ダイヤル】073-433-1551
 平日 9:00~17:00
 土・日 10:00~16:00 (電話相談のみ)
 (祝日、年末年始は休み)

和歌山県消費生活センター紀南支所
 【相談ダイヤル】0739-24-0999
 平日 9:00~17:00
 (土・日・祝日、年末年始は休み)

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
 FAX(073)433-3904



※有料駐車場あり

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
 県西牟婁総合庁舎内
 FAX(0739)26-7943

